

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合にその費用の一部を支援します。

○対象となる人

次のいずれにも該当する人

- ① 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の水準にある人
- ② 今までに国や県からこの給付金と同じような給付金を受け取っていない人
- ③ 適切な職に就くために必要であると認められる人

○支給額

(1) 受講開始時給付金

講座の受講を開始したときに費用の 30%を支給（上限 75,000 円 下限 4,000 円）

(2) 修了時給付金

講座の受講を修了したとき、講座を受講するために支払った費用の 40% から受講開始時給付金として支給した金額を差し引いた金額を支給（上限 100,000 円 下限 4,000 円）

(3) 合格時給付金

受講終了時給付金を受給し、受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に講座を受講するために支払った費用の 20%を支給

※ただし、受講開始時給付金、修了時給付金、合格時給付金の合計金額が 150,000 円を超える場合は上限が 150,000 円となります。

○事前相談

この給付金について希望する場合は、必ず受講前に事前の相談が必要です。事前の相談がないまま受講を開始した場合は給付金を支給することが出来ません。

【お問合せ先】

平戸市こども未来課

子育て支援班

TEL 0950-22-9137（直通）